

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 玖珠町 (都道府県: 大分県)

本事業の担当部局名 みらい創生課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	玖珠町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 28 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 本町では、出産祝金の支給事業や各種子育て施策を含め、少子化対策として独自の支援を行っている。また、結婚新生活支援事業は平成28年から実施している。</p> <p>そのような中、本町の総人口の推移(国勢調査)は1990年に20,907人であった人口は2020年には14,386人となっており、さらに生産年齢人口及び年少人口の割合が減少している。本町において、総人口の本格的な減少期が到来しており、出生数が増加に転じることは厳しい見通しである。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 未婚者の増加や平均初婚年齢の上昇に伴う第一子出産時の母親の年齢の上昇(晩産化)は、出生率に大きな影響を及ぼすことから、本町総合戦略で設定した合計特殊出生率2.3の実現を図るため、結婚支援の取組を推進しなければならない。</p> <p>今年度も、これまで実施してきた出産祝金の支給事業や各種子育て施策を継続するほか、大分県が運営する出会いサポートセンター「OITAえんむす部」の利用者の促進を図る施策を検討中である。</p> <p>＜本個別事業の位置付け＞ 令和元年に実施した本町第6次総合計画に係るアンケート調査の項目で「人口減少社会における取組として重要なこと」では「子どもを産み、育てやすい環境の整備」が上位に選ばれており、新婚世帯の経済的負担の軽減は少子化の有効な対策となる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 無			
※(注)3 【その他独自要件】			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

6世帯(支給見込世帯数 29歳以下3世帯、30歳以上3世帯)
 ①「令和4年人口動態統計」令和4年玖珠町年間婚姻数 53件
 ②「令和4年人口動態統計」令和4年に夫婦ともに39歳以下で結婚された世帯の割合 78.5%
 ③「令和4年国民生活基礎調査」夫婦のみの世帯総数のうち、世帯所得が500万円未満の世帯割合 62.7%
 ①53件 × ②78.5% × ③62.7% ÷ 26件
 ※ただし、26件のうち令和5年度の実績及び予算の制約により今回の対象世帯は6世帯とする。

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	
申請世帯数見込	4 世帯
～12月(実績)	3 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

広報誌やホームページ、玖珠町アプリ、SNS等に掲載する。
 県が運営する、OITAえんむす部に当町で作成するチラシを置いてもらい、玖珠町在住の相談者に周知してもらう。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率(2040年)		%	2.3
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.78 (R4)	
	婚姻件数		件	53 (R4)	
婚姻率			3.9 (R4)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	66 (R5)
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	50 (R5)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	75 (R5)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	大分県や県内の自治体と連携し、婚活支援ネットワーク情報交換会やオンライン婚活セミナーを開催し、広域的な結婚支援を行う。また、母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、大分県と連携した子育て情報を発信することで、子育てに温かい社会づくりを行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内の民間事業者(不動産関連会社)へ本事業実施について概要説明を行い、賃貸契約者に対して直接周知を行っていただく。その際に本町で作成するチラシを配布する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。